## 奈良県告示第四百八十六号

六百二十号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。 奈良県公共工事の入札及び契約に関する情報閲覧規程(平成十三年三月奈良県告示第

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条第二号の表を次のように改める。

総務部	総務部総務課
地域振興部	地域振興部総務室
福祉部(健康安全局を除く。)	福祉部総務室
福祉部健康安全局	福祉部健康安全局総務室
くらし創造部	くらし創造部総務室
商工労働部	商工労働部総務室
農林部	農林部総務室
土木部	土木部総務室
教育委員会事務局	教育委員会事務局総務室
警察本部	警察本部会計課
水道局	水道局総務課

第三条第二号及び第三号中 「土木部監理課」を「土木部公共工事契約課」 に改め、 同